

京 都 大 学 本 部 事 務 分 掌 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>(研究推進課)</p> <p>第7条 研究推進課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) 研究推進事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。</p> <p>(2) 研修員、内地研究員等に関すること（国際交流課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>(3) 科学研究費補助金その他補助金の受入れ等に関すること（競争的資金サポートセンターの所掌に属するものを除く。）。</p> <p>(4) 21世紀COEプログラム、科学技術振興調整費その他各種公募プロジェクトに関すること（競争的資金サポートセンターの所掌に属するものを除く。）。</p> <p>(5) 寄附金の受入れに関すること。</p> <p>(6) 核燃料物質等に関すること。</p> <p>(7) その他研究推進に関する事務で産官学連携課及び競争的資金サポートセンターの所掌に属しない事務を処理すること。</p>	<p>(研究推進課)</p> <p>第7条</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(4)</p> <p>(5)</p> <p>(6)</p> <p>(7) <u>安全保障輸出管理に関すること。</u></p> <p>(8) (同 左)</p>
<p>(中 略)</p> <p>(共用施設アセットマネジメントセンター)</p> <p>第32条の2 共用施設アセットマネジメントセンターにおいては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) 総合研究棟（財務担当の理事が別に定めるものに限る。）並びにローム記念館、船井哲良記念講堂、船井交流センター、宇治おうばくプラザ及び清風会館その他財務担当の理事が別に定める共用施設の管理に関すること。</p> <p>(2) ローム記念館、船井哲良記念講堂、船井交流センター、宇治おうばくプラザ及び清風会館の運営に関すること。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(共用施設アセットマネジメントセンター)</p> <p>第32条の2 共用施設アセットマネジメントセンターにおいては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) 総合研究棟（財務担当の理事が別に定めるものに限る。）並びにローム記念館、船井哲良記念講堂、船井交流センター、宇治おうばくプラザ、<u>楽友会館</u>及び清風会館その他財務担当の理事が別に定める共用施設の管理に関すること。</p> <p>(2) ローム記念館、船井哲良記念講堂、船井交流センター、宇治おうばくプラザ、<u>楽友会館</u>及び清風会館の運営に関すること。</p>
	<p>附 則</p> <p>この規程は、平成22年10月1日から施行する。</p>